基準日後期高齢者医療被保険者を基準日被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第十二号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者を基準日被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額
基準日後期高齢者医療被保険者を基準日被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額
基準日後期高齢者医療被保険者を以外後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率	元被扶養者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を、元被扶養者合算額で除して得た率

8　第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「組合等」とは、法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

9　第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「組合員等」とは、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者（法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に限り、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）を含む。次項、第四十三条の三第五項及び第四十四条第二項から第七項までにおいて同じ。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10　第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、日雇特例被保険者の被扶養者若しくは船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

第四十二条第一項中「前条第一項の」を「第四十一条第一項の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二項の」を「第四十一条第二項の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第二項第一号」を「第四十一条第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第三項の」を「第四十一条第三項の」に改め、同項第一号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第二号中「前条第三項第一号」を「第四十一条第三項第一号」に改め、同条第四項中「前条第四項の」を「第四十一条第四項の」に改め、同項第一号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第四十一条第五項」に改め、同項第一号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第六項中「前条第六項」を「第四十一条第六項」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号イ」を「第四十一条第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「一万四千円」に、「六千円」を「七千円」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第四十一条第七項」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「前条第一項第一号イ」を「第四十一条第一項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）とする。」に改め、同号ロ中「前条第一項第一号イ」を「第四十一条第一項第一号イ」に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「第四十一条第八項」に改め、同条第九項中「前条第九項」を「第四十一条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

10　前条第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

第四十三条第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号イ中「二万二千二百円」を「二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。」に改め、同項第四号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第十項中「当該法第六十三条第一項第五号」を「当該同号」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第四十三条の四第一項並びに第四十四条第四項及び第七項において同じ。）とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第四十一条の二の規定による高額療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

第四十三条の二第一項中「場合に第一号に規定する」を「場合に」に、「介護合算按分率（同号）を「介護合算按分率（第一号）」に改め、同項第一号中「前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第四十三条の四第一項において「計算期間」という。）」を「計算期間」に、「当該保険者の被保険者（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条から第四十三条の四までにおいて同じ。）である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。）」を「基準日被保険者」に、「第九十八条」を「第九十八条第一項」に改め、「第五項まで」の下に「又は第四十一条の二」を加え、同項第三号中「基準日被保険者の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項第五号中「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者（法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に限り、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内